

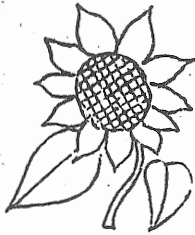
発行 町 16
 眩川 128
 TEL 集
 編 務
 総 1966.7. 20号

農業構造改善地域指定について

眩川町長 池田 萬千雄

このたび希望の農業構造改善地域の指定を受けました。この農業構造改善のネライは農業の発展、生活の安定向上をはかるため、農業の仕組みを改善し所得の増大を実現することです。

もっと収入をふやさなければ世間なみの生活ができない。いまだどうりの経営のやり方は問題の解決ができない。こうした考えを皆さん方は皆おもちと存じます。自然条件の悪い当町は生産力の低い地帯の中間にあり兼業の機会に恵まれないために出稼が激増する等、農家生活の安定向上をはかることが容易でないことも事実です。このため農家育成は不可能でないかと言う悲観論のあることも事実です。然し私共が他産業との所得ひらきや、個々の零細経営の行き



6月の出来事

- 2日 町議会総務委員会
- " 結核レントゲン検診
- " 腸、パラチフス予防注射
- 3日 警報連絡会
- 4日 給食反省会
- 5日 民生委員会
- 8日 町議会建設委員会
- 10日 農業委員会
- 11日 ポートレース
- 12日
- 14日 国保運営委員会
- 16日 定例町議会
- 23日 商工会青年部総会
- 26日 眩川町青年大学

眩川町の農業構造改善のすすめ方

このお知らせは号を追ってすゝめてまいりますが大要次の組織で処理されます。

(一)六月十八日附で農業構造改善事業計画地域の指定を受けました。

(二)この事業計画は県及関係機関団体の指導協力を願いますので企画指導班の設置をいたし、地もとの意見希望を聴取し町において計画樹立をいたします。

(三)この計画の充実ははかり効卒をあげるため町内の衆智を集めし推進協議会を設置されます委員は町長が委嘱いたします。

(四)この事業の周知徹底をはかると共に計画啓発を兼ねて地域説明会を七月中旬に開催いたします。

日時は別途定めます。

(五)事業希望申込取纏め八月二十日までに事業実施希望を取まとめます。

国土調査(1)

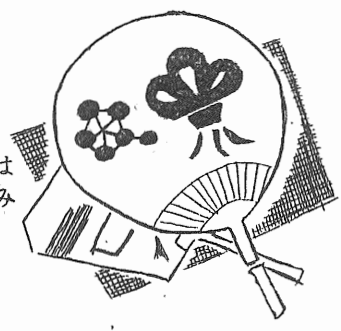
国土調査は新しい町づくりの基礎です。今年から、眩川町内の土地の全部について、測量のやりかえを十ヶ年計画で行ないますが、これを国土調査と呼びます。この事業を、良く知っていただくため、今月から毎月そのあらましを述べます。

八には戸籍があり、一筆毎の地籍は、日本ではまだはっきりしていません。

夏の防犯

警察署

- (1) 勇気をもって、暴力や迷惑をおこないをなくしよう。毎年海水浴場やキャンプ場、または盆おどりや夏祭りの場所などは、暴力団やチンピラなどがはびこりみなさんがたに不愉快な思いをさせます。警察では、暴力や迷惑をおこないを強力に取締りますが、みなさんがたも、次の点に注意していただき、暴力や迷惑をおこないの追放にご協力をお願いいたします。
- (2) 小さいことでもすぐ警察へ連絡してください。
- (3) グレン隊やチンピラには近寄らないようにしましょう。
- (4) 服装や態度はいつもきちんとしてグレン隊やチンピラからいいがかりをつけられないよう、痴漢からあなたを守る十か条
- (5) 夏は、生活や服装が解放的になるため、性犯罪が一年のうちでもっとも多い時期です。あなたの為に次の十か条を守ってください。
- (6) 知らない男から、自動車に乗るよう誘われても乗車しない。(顔見知りの男でも、時と所によっては乗車しないようにする。)
- (7) 知らない男から、自動車を乗るよう誘われても乗車しない。(顔見知りの男でも、時と所によっては乗車しないようにする。)
- (8) 知らない男から、自動車を乗るよう誘われても乗車しない。(顔見知りの男でも、時と所によっては乗車しないようにする。)
- (9) 男に後をつけられたり、いたずらや乱暴されそうなきは遠慮せずに通行人や近くの家に助けを求めろ。
- (10) もし、不幸にして被害を受けたときは、第二、第三の被害者を出さないためにも、勇気を出して警察に届けてください。



町の人口動態は紙面の都合で省略します。

土地台帳がある筈だ。：といわれると思いますが、実際は、土地台帳は充分役割を果しているとは考えられないのです。土地台帳には「どの何番地を誰が所有し、その地目は何で面積はどれだけ」と云うことがわかりますが、「その現地は、どこからどこまで」と云うことが記してないからです。又、面積も実際と合っていないのが実情で、その原因は、正確な地図がないからです。

現在、「字限図(普通野とり図」といっている)があり、これは明治初期に作られたもので、当時としては大変な出来栄です。そこで、一筆ごとの土地について、地球上の位置及形、面積が正しくわかる様な地図をつくらうと云うのがこの事業です。この事業は、外国ではすでに完了してはいますが、日本では、昭和二十八年に始まり、現在約三分の一の市町村が手をつけています。

又、すでに御承知の様に、本年四月一日から尺貫法が廃止され、土地もすべてメートル法で扱われることになっておりますので、この時期に、現況に合った正しいものに切替えることは、大変意義のあることと言えます。

